

小広組監公告第1号  
令和6年1月18日

地方自治法第199条第4項の規程に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

小山広域保健衛生組合  
監査委員 舘野 治信

小山広域保健衛生組合  
監査委員 秋山 幸男

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 監査対象  | 総務課、政策課、施設課  |
| 2 | 監査期日  | 令和5年12月26日（火）  |
| 3 | 監査の方法 | 定例監査資料及び関係諸帳簿及び証ひょう書類と照合点検を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。   |
| 4 | 監査の結果 | 小山広域保健衛生組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正かつ効果的なものと認められた。  |
| 5 | 講評    | 定例監査資料及び関係帳簿、証ひょう書類に基づき各所属長から詳細に説明を受け、その内容について確認、検証を行った。<br>予算の執行状況については、歳入、歳出ともに予算に基づき順調に執行されており、業務執行に当たっては正確であると認められた。また、施設の管理運営については、各施設の役割を認識し、安全で効率的な維持管理がされており、周辺環境にも注意を払われている |

ことを確認することができた。

当組合の財政状況は、大部分の財源が構成市町の分担金であり、各市町の財政状況も厳しい状況が続くものと予測されるが、老朽化した施設の補修、維持管理に係る委託料、第2期エネルギー回収推進施設の建設に係る費用など、多額の財源を必要としている状況である。

今後も当組合を取りまく財政状況は、逼迫したものとなるが、職員においては、構成市町の住民の負託に応えるよう効率的で効果的な業務の執行を切望し講評とする。